

大分県報

令和元年
五月二十一日
号外（三）

（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

大分県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定……………一
大分県議会議員選挙大分市選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定…二
大分県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定……………三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙の効力に関し、大分市舞鶴町一丁目十二番十七号首藤淑子から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。
令和元年五月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
決 定 書

大分県大分市舞鶴町1丁目12番17号
異議申出人 首藤 淑子

異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月22日付けで提起された同年4月7日執行の大分県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文
本件異議の申出を棄却する。

第1 異議申出の要旨
申出人は、本件選挙を無効とする決定を求めて、本委員会に対し異議を申し出たものであ

る。

1 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。
本件選挙において申出人は選挙妨害を受け続けていたことにより選挙運動ができず、このような状況下で行われた本件選挙は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、申出人が本件選挙の立候補者であり、本件異議の申出が形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものとして認め、受理した後、慎重に審理を行った。

選挙が無効とされるのは、公職選挙法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

また「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

そして、選挙に不正行為があった事実については、「選挙の無効を主張する者において立証する責任がある」（昭和23年7月29日最高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。
申出人は、選挙妨害を受け続けたことにより選挙運動ができなかったと主張するが、実際に誰からどのように選挙妨害を受けたかという点について、具体的な事実に基づき主張が認められない。

よって、申出人の主張は採用できない。

第3 結論

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力を無効とする申出人の主張は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

令和元年5月13日

大分県選挙管理委員会
委員長 一 木 俊 廣
委員 大 津 留 源

令和元年五月二十一日

大分県報号外（選管委告示）

委員 矢野利幸
委員 秦喜恵
教 示

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。（公職選挙法第207条）

大分県選挙管理委員会告示第三号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙大分市選挙区における前選の効力に関し、大分市大字寒田千百六十二番地の六十豊正荘一〇三箕迫高明から提起された異議の申出にこらへ、次のとおり決定した。

令和元年五月二十一日
大分県選挙管理委員会委員 坂本 俊 廣

決 定 書

大分県大分市大字寒田1162番地の60豊正荘103
異議申出人 箕迫 高明

異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月10日付けで提起された同年4月7日執行の大分県議会議員選挙大分市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文
本件異議の申出を棄却する。
理 由

第1 異議申出の要旨
申出人は、本件選挙の当選を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議を申し出たものである。

1 異議申出の理由
異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。

(1) 申出人が証拠資料として提出した写真を見ると、投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）の申出人に割り当てられたスタッカーに入っている票の量は少ないとは言えず、全体として他の候補者とほとんど同数である。よって、全有効投票数165,546票の16分の1以上はあると見なされる。

(2) 職員が、分類機の申出人に割り当てられたスタッカーから投票用紙を隣の仕分カゴに移動させる際、申出人の投票用紙を他の候補者用の仕分カゴに混入させ、申出人の票が他の候補者の得票として扱われるという不適切な仕分作業が行われた。

これは、仕分カゴの氏名表示に「箕迫高明」と表記されていたために、通称として認定を受けた「みいさこ高明」と記載された票が当該表記と一致しないという理由で行われた可能性がある。

(3) 分類機の申出人に割り当てられたスタッカーのデータ、5台分の延べ数を集計した数の開示を求める。

(4) 本件選挙の開票、集計作業のやり直しを求める。

第2 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を受理した後、本件選挙の開票を行った大分市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）から関係資料の提出を受け、申出人に口頭による意見陳述の機会を設けた上で、慎重に審理を行った。

・ 当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。

1 市委員会から提出のあった資料によれば、開票事務は概ね次の手順により行われている。

(1) 開封された投票用紙は分類機に通され、候補者ごとに割り当てられたスタッカーに自動的に仕分けされる。

(2) スタッカーには100枚程度しか収納できないため、枚数が100枚に近づくと当該スタッカー横のランプが点灯する。これを目安に、分類機担当の開票事務従事者が、スタッカーごとに表示されている番号と隣にある候補者名の付いた仕分カゴに表示されている番号が同じであることを確認したうえで、当該仕分カゴに投票用紙を移動させる。

(3) 仕分カゴに移動された投票用紙は、候補者ごとに点検担当の開票事務従事者のもとに運ばれ、他の候補者の票や無効票の混入がないか確認が行われる。

(4) 上記(3)の点検を受けた投票用紙は計数機で枚数を確認され、選挙長の点検を受けた

後、得票集積台に候補者ごとに積み重ねられ、選挙立会人の点検を受ける。

2 異議申出の理由(1)について

申出人から証拠資料として提出された写真では申出人に割り当てられたスタックカー内に投票用紙があることは推認できるが、写真を撮影した時点での状況であり、これをもって申出人の得票が全有効投票数の16分の1以上あったとは認められない。

よって、申出人の主張は採用できない。

3 異議申出の理由(2)について

開票事務従事者が申出人に割り当てられたスタックカーから票を隣の仕分カゴに移動させる際、当該開票事務従事者が申出人の票を他の候補者用の仕分カゴに混入させたところとについては、客観的な証拠の提出はなく、申出人の憶測にすぎない。

仮に申出人が主張するような他の候補者への票の混入があれば、選挙長及び選挙立会人等によって容易に認識されると認められることから、そのような状態のまま選挙録が作成されることはおよそ考えられない。そして、本件選挙では、選挙長及び選挙立会人の確認及び署名を得て適法に選挙録が作成されている。

また、仕分カゴの氏名表示については、開票事務従事者が候補者の氏名を確認しやすいうよう文字数を少なくして文字を大きく表示するため、全ての候補者について漢字で表記しているものであり、この表記の仕方と投票の効力の判定とは関係がない。

よって、申出人の主張は採用できない。

4 異議申出の理由(3)について

分類機は投票用紙の仕分けを効率的に行うため使用されているものであり、計数のためには使用されていない。また、読み取れなかつた投票用紙を複数回分類機に通す場合もあり、分類機のスタックカーのロケータについては各候補者の得票数とは関係しないものであるが、申出人からの開示の求めがあつたため、申出人に割り当てられたスタックカーにおけるロケータについて以下のとおり示す。

- 1号機 39票
- 2号機 51票
- 3号機 46票
- 4号機 51票
- 5号機について、記録なし

5 異議申出の理由(4)について

上記2及び3で示したとおり、申出人が求める開票作業のやり直しを必要とするに足る合理的な理由が認められないことから、申出人の主張は採用できない。

第3 結論

以上のとおり、本件選挙における当選人の当選を無効とする申出人の主張は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

令和元年5月13日

大分県選挙管理委員会

委員長	一木俊廣
委員	大津留源
委員	矢野利幸
委員	秦喜恵

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。(公職選挙法第207条)

大分県選挙管理委員会 書記

平成三十一年四月十七日執行の大分県知事選挙結果に関する訴訟の効力に関する「大分市舞鶴町一丁目十二番十七号首藤淑子から提起された異議の申出について」次のとおり決定した。

令和元年五月二十一日

大分県選挙管理委員会 書記 一木 俊 廣

決 定 書

大分県大分市舞鶴町1丁目12番17号
異議申出人 首藤 淑子

異議申出人(以下「申出人」という。)から平成31年4月24日付けで提起された同年4月7日執行の大分県知事選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙の当選人廣瀬勝貞(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議を申し出たものである。

<p>1 異議申出の理由 異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。 本件当選人の当選人たる資格に関しての異議の申出を行い、この当選は無効であると強く求める。</p> <p>第2 決定の理由 当委員会は、申出人が本件選挙の立候補者であり、本件異議の申出が形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものと認め、受理した後、慎重に審理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされている。 <p>当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。 当選人となり得るためには、候補者であること及び被選挙権を有すること等の資格が必要とされる。申出人は、本件当選人の当選人たる資格に関しての異議があると主張するが、本件当選人が当選人たる資格を欠くことについて具体的な事実に基づき主張は認められず、証拠の提出もない。</p> <p>なお、本件当選人は、立候補届出を適法に受理されており、公職選挙法第10条の規定による被選挙権を有し、同法第11条、同法第11条の2及び同法第252条並びに政治資金規正法第28条に規定する被選挙権を有しない者には該当しないことについて確認されている。また、地方自治法第142条に規定する関係有するにもかかわらず公職選挙法第104条の届出をしていない当選人であるとの確認はできず、本件当選人が、当選人となり得る資格を有していないとは認められない。</p> <p>よって、申出人の主張は採用できない。</p> <p>第3 結論 以上のとおり、本件当選人の当選を無効とする申出人の主張は理由がない。 よって、主文のとおり決定する。</p> <p>令和元年5月13日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会 委員長 一 木 俊 廣</p>	<p>この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。（公職選挙法第207条）</p> <p style="text-align: right;">教 示</p> <p style="text-align: right;">委員 大津留 利幸 委員 矢野 美恵 委員 秦 喜恵</p>
--	---